

配當は年四割社長を園田武彦氏と言ひ熊崎某氏が常務取締役として事業の一切を管理して居る。而して日本に於ける鐵工事業として異常なる位置を占むる會社である。

五ヶ條の要求案を作成

園池製作所で工場閉鎖を斷行したのは大正九年、一月九日である。急激に進展した昨年の労働運動を受けて今年は八日に大崎町日本精工會社、九日に大崎町の園池製作所が同一手段の工場閉鎖を行つた。晴朗と照り綴いた太陽の下に、何事ぞ、資本家は人心を暗喩として晏らす可く、労働者に對して排戦したのである。是より先づ園池製作所の職工の心には、種々なる不満な空氣が満ちてゐた。或る者は物價が昂騰しつゝあるのに、舊臘定期の昇給が無かつたのを憤り、又或る者は仕事始めに於て例年職工に酒肴を出したのに、今年は其事の無い許りか職工等が未だ會社の門を立ち去ら

社に出勤して、職務も手に着かざるが如き有様では徒らに自分等のみの損害では無く延いて會社にも多大なる損害を與へる事になるので、何等かの方法を以つて此解決をつけやうでは無いか」と叫び出した、大多數はそれに賛成し、各組毎に會社に對する要求案を集め、其採決は大多數の園池製作の職工が東京鐵工組合大崎支部の會員であるの理由を以て、大崎支部の幹部會に委任する事とした。

八日の正午の休憩時間を利用して此問題の爲め岡崎鐵工組合理事が議長となり、大崎支部幹部會を開催。其日の午後四時十分園池俱樂部に於て同じ幹部會開催、同五時四十分から同俱樂部にて園池一般職工總會を開催した。其結果

- 一、八時間労働制を實施する事
- 二、賃銀一割増給の事
- 三、解雇手當を左の如き割合を以て支給する事
(三ヶ月以上一ヶ月未滿の勤務者に對し一ヶ

月分爾後一ヶ月を増す毎に二ヶ月分を増す事
四、退職手當を左の割合に依り支給する事(三
ヶ月未滿勤務の者に對し一ヶ月分爾後一ヶ月
を増す毎に一ヶ月分を増す事)但し右解雇及
び退職手當の算定は入社の日に遡りて之れを
起算する事

五、長階級の任免は左の方法に依り選舉制にする事

『長』一名に對し職業別に依り一般投票を以て
三名の候補者を選出する。會社は右の候補者中
より一名を任命する事

但し會社は前記の『長』の選出に於て職工三分
の二以上の決議を以てする不信認の意志の表
明ありたる時は直ちに之れを免ずるものとす
る。

以上五ヶ條の要求を、東京鐵工組合大崎支部の
名を以て、會社に提出する事に決定し、實行委員
会を選舉の後、夜更けて散會した。